特定機械等

主要条文	
製造の許可 （法37条）	① 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。 ② 都道府県労働局長は、前項の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、申請に係る特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 ③ ①の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（「登録設計審査等機関」という。）が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第53条の2第1項（都道府県労働局長による設計審査等の実施）の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。
製造時等検査等 （法38条）	① 特定機械等（ボイラー、第1種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラに限る。）を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、輸入時等検査対象機械等について当該特定機械等を外国において製造した者が同項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。 ② ①に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら登録設計審査等機関の検査を受けることができる。 （1）当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。 （2）当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。 ③特定機械等（移動式のものを除く。）を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。
検査証の交付等 （法39条）	① 登録設計審査等機関は、製造時等検査に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。 ② 労働基準監督署長は、法38条第3項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、検査証を交付する。 ③ 労働基準監督署長は、法38条第3項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、当該特定機械等の検査証に、裏書を行う。
使用等の制限 （法40条）	① 検査証を受けていない特定機械等（部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、法39条第3項の裏書を受けていないものを含む。）は、使用してはならない。 ② 検査証を受けた特定機械等は、検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。
検査証の有効期間等 （法41条）	① 検査証の有効期間は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。 ② 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

特定機械等及び特別特定機械等	
特定機械等 （別表第1）	① ボイラー（小型ボイラー等を除く） ② 第1種圧力容器（小型圧力容器等を除く） ③ クレーン（つり上げ荷重が3トン以上（スタッカー式クレーンは、1トン以上）のものに限る） ④ 移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のものに限る） ⑤ デリック（つり上げ荷重が2トン以上のものに限る） ⑥ エレベーター（積載荷重が1トン以上のものに限る） ⑦ 建設用リフト（ガイドレールの高さが18メートル以上のものに限る）（積載荷重が0.25トン未満のものを除く） ⑧ ゴンドラ

検査		製造時等検査	設置時等検査		
		製造・輸入・再設置・再使用	設置	変更	使用再開
検査実施者		登録設計審査等機関	労働基準監督署長		
① 移動式の特定機械等	移動式ボイラー 移動式クレーン ゴンドラ	○ （検査証交付）	×	○ （裏書）	○ （裏書）
② 移動式以外の特定機械等	ボイラー 第1種圧力容器	○	○ （検査証交付）	○ （裏書）	○ （裏書）
	クレーン デリック エレベーター 建設用リフト	×	○ （検査証交付）	○ （裏書）	○ （裏書） ※建設用リフトを除く

検査		性能検査
検査実施者		登録性能検査機関
検査証の有効期間	ボイラー・第1種圧力容器・エレベーター・ゴンドラ	1年
	クレーン・移動式クレーン・デリック	2年
	建設用リフト	設置から廃止までの期間

SAMPLE

特定機械等以外の機械等

主要条文	
譲渡等の制限等 （法42条）	特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。
（法43条）	動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない。
個別検定 （法44条第1項）	特定機械等以外の機械等（型式検定に規定する機械等を除く。）のうち、別表第3に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録個別検定機関」という。）が個々に行う当該機械等についての検定を受けなければならない。
個別検定 （法44条第4・5・6項）	① 個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等に、当該個別検定に合格した旨の表示を付さなければならない。 ② 個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 ③ 個別検定に規定する機械等で、個別検定に合格した旨の表示が付されていないものは、使用してはならない。
個別検定合格標章等 （機械等検定規則第5条）	①「ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの」について、個別検定を受けた者は、当該個別検定に合格した機械等の見やすい箇所に、個別検定合格標章を付さなければならない。 ② 個別検定実施者は、「第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器」で個別検定に合格したものについて、当該機械等の見やすい箇所に刻印を押し、又は同様式による刻印を押した銘板を取り付けるものとする。
型式検定 （法44条の2第1項）	特定機械等以外の機械等のうち、別表第4に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。
型式検定 （法44条の2第4・5・6・7項）	① 登録型式検定機関は、型式検定に合格した型式について、型式検定合格証を申請者に交付する。 ② 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。 ③ 型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 ④ 型式検定に規定する機械等で、型式検定に合格した旨の表示が付されていないものは、使用してはならない。
型式検定合格標章 （機械等検定規則第14条）	型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（防じんマスクのうち取替え式のものにあっては、ろ過材及び面体ごとに、使い捨て式のものにあっては面体ごとに、防毒マスクにあっては吸収缶及び面体ごとにそれぞれの見やすい箇所）に、型式検定合格標章を付すことにより行わなければならない。

特定機械等以外の機械等	
特定機械等以外の機械等 （別表第2）	① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置 ② 第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器 ④ プレス機械又はシャーの安全装置 ⑤ 防爆構造電気機械器具 ⑥ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置 ⑦ 防じんマスク、防毒マスク　等
個別検定の対象となる機械等 （別表第3）	① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの ② 第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器
型式検定の対象となる機械等 （別表第4）	① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの ② プレス機械又はシャーの安全装置 ③ 防爆構造電気機械器具 ④ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置 ⑤ 防じんマスク、防毒マスク　等

検定	個別検定	型式検定
	製造・輸入	製造・輸入
検定実施者	登録個別検定機関	登録型式検定機関
合格標章	個別検定合格標章 「第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器」については、見やすい箇所に刻印を押し、又は同様式による刻印を押した銘板を取り付ける	型式検定合格標章 防じんマスク（取替え式）は、ろ過材及び面体ごとに、防じんマスク（使い捨て式）は面体ごとに、防毒マスクは吸収缶及び面体ごとに付す

自主検査

主要条文	
定期自主検査 （法45条第1項）	事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。
特定自主検査 （法45条第2項）	事業者は、定期自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは検査業者に実施させなければならない。

特定機械等以外の機械等	
定期自主検査の対象となる機械等	① 特定機械等 ② 第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器 ③ フオークリフト、不整地運搬車 ④ つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満のクレーン ⑤ つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のデリック ⑥ 動力により駆動されるプレス機械、シャー、遠心機械　等
特定自主検査の対象となる機械等	① 建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの（ブルドーザー、トラクター等） ② フオークリフト、不整地運搬車 ③ 動力により駆動されるプレス機械　等

SAMPLE